

健やかほうふ21計画（第2次）推進庁内委員会設置要綱

平成28年8月1日制定

（設置）

第1条 健やかほうふ21計画（第2次）（以下「計画」という。）を推進するため、健やかほうふ21計画（第2次）推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号の掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は委員会を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は計画の推進が終了した時までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを努める。
3 委員長は、必要と認める場合において、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、健康福祉部健康増進課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

健やかほうふ21計画（第2次）推進庁内委員会

区分	職名
委員長	健康福祉部次長
委員	スポーツ振興課長
委員	くらし環境課長
委員	保険年金課長
委員	農林水産振興課長
委員	農林漁港整備課長
委員	商工振興課長
委員	学校教育課長
委員	生涯学習課長
委員	高齢福祉課長
委員	障害福祉課長
委員	子育て支援課長
委員	こども家庭課長
委員	社会福祉課長
委員	健康増進課長